

目 次

○ 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について .....	1
○ 長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について .....	2
○ 長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則を廃止する規則について	3
○ 令和 2 年度事業計画及び予算について .....	3

公告第 4 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、令和 2 年 3 月 4 日招集の第 168 回組合会において議決され、令和 2 年 3 月 10 日付けで総務大臣に認可申請を行ったところ、令和 2 年 3 月 27 日付け総行福第 104 号をもって認可されたので公告する。

令和 2 年 4 月 1 日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 花 岡 利 夫

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 39 条第 1 号の 2 を削る。

第 40 条第 1 項の表中「1,000 分の 7.57」を「1,000 分の 8.39」に、「1,000 分の 3.16」を「1,000 分の 2.35」に改める。

第 40 条の 2 中「1,000 分の 15.14」を「1,000 分の 16.78」に改める。

第 41 条中「、宿泊経理」を削る。

第 41 条の 2 中「平成 31 年度」を「令和 2 年度」に、「2,275 円」を「2,080 円」に改める。

附則第 10 項を次のように改める。

10 組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業並びに共同業務のほか、当分の間、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第75条の2第1項に規定する地方の組合の経過的長期給付に関する事業（次項において「経過的長期給付事業」という。）を行う。

附則第12項及び附則第13項を削り、附則第14項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同項を附則第12項とする。

#### 附 則

- 1 この変更は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和2年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

#### 公告第5号

##### 長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部を次のとおり変更することについては、令和2年3月4日招集の第168回組合会において議決されたので公告する。

令和2年4月1日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 花岡利夫

##### 長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則（昭和37年公告第4号）の一部を次のように変更する。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

#### 附 則

この変更は、令和2年4月1日から施行する。

公告第6号

長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則を廃止する規則について

長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則を廃止したので公告する。

令和2年4月1日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 花岡利夫

長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則を廃止する規則について  
長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則（昭和54年制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

公告第7号

令和2年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の令和2年度事業計画及び予算については、令和2年3月4日招集の第168回組合会において議決されたので公告する。

令和2年4月1日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 花岡利夫